

畜産事業者における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応について

令和2年5月25日
農林水産部畜産課

I 新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応

1 誰が、どのように対応すればよいか。【畜産事業者、関係機関・団体】

1 畜産事業者は、

- ① こまめな消毒の実施、他の作業従事者と接触する機会の低減等の**感染予防対策を徹底**するとともに、
- ② 代替要員の確保、代替要員への引継事項を整理した飼養管理の手引き等の作成等、**事業を継続するための体制を検討**してください。

2 関係機関・団体は、

- ① 畜産事業者、生産者団体及び関連事業者（ヘルパー組合、飼料会社、運送業者等）との連絡体制の構築、
- ② 消毒用資材の確保又は手配先の把握、
- ③ 代替要員確保に向けたヘルパー組合との調整など、**畜産農家の体制の構築に必要な支援**をお願いします。

[参考資料]

業務継続検討に係るチェックリスト【資料No.1】 → 6ページを参照

II 新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応

2 農場で患者が発生した場合、具体的にどのように対応すればよいか。【畜産事業者】

- 「農場パターン別 患者発生時における飼養管理継続に向けた対応」、「農場パターンフロー図」、国のガイドライン等を参考に、事業継続に向けた対応をお願いします。
牛の場合は、集合飼養施設（公共牧場・キャトルセンター等）への預託を検討願います。
- また、対応に関する支援を受ける場合に備え、関係書類（請求書、領収書等）を保管してください。

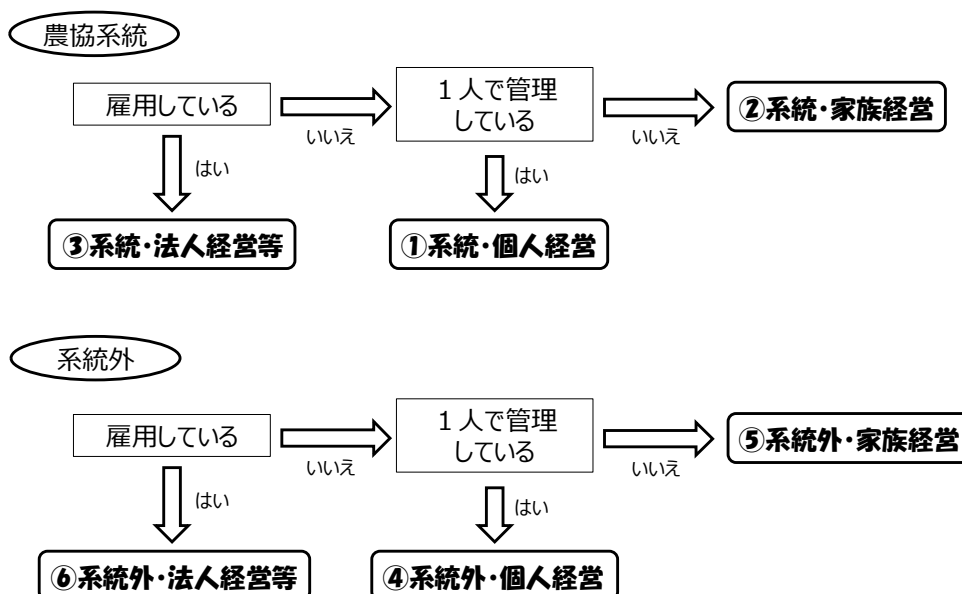
農場パターン別 患者発生時における飼養管理継続に向けた対応

農場パターン	発生直後の対応	保健所による濃厚接触者確定まで	濃厚接触者確定後	
			非濃厚接触者がいる場合	全員が濃厚接触者の場合
①系統・個人経営	JAに連絡	代替要員等*が保健所の指示に従い消毒を実施	本人の復帰まで代替要員が飼養管理を継続	
②系統・家族経営			非濃厚接触者が飼養管理を実施	健康状態に留意し飼養管理を実施
③系統・法人経営等				自宅待機解除まで代替要員が飼養管理を継続
④系統外・単独経営	市町村出荷団体に連絡	代替要員等*が飼養管理を継続 〔牛の場合、集合飼養施設等への預託を検討〕	本人の復帰まで代替要員が飼養管理を継続	
⑤系統外・家族経営			非濃厚接触者が飼養管理を実施	健康状態に留意し飼養管理を実施
⑥系統外・法人経営等				自宅待機解除まで代替要員が飼養管理を継続

※代替要員等とは、外部からのヘルパー等の派遣以外に、健康状態に問題のない家族・従業員を含む（ガイドラインや保健所の指示に従い、感染予防策を徹底すること）

注：患者・濃厚接触者への対応については、最寄の保健所の指示に従ってください

農場パターン フロー図



3 一人で畜産業を営んでいる本人が感染した場合、その後の対応はどうか。
【関係機関・団体】

- 1 県（国）では、生産者団体等に対して、畜産事業者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合を想定し、代替要員（酪農ヘルパー等の代替要員の確保が困難な場合は、一時的な家畜の移動による飼養管理等）の確保等、営農の継続に向けた体制の構築をお願いしているところ。
- 2 こうしたことから、一人で畜産業を営んでいる本人が感染した場合についても、生産者団体の内部において、事前に代替要員の確保や、集合飼養施設への移動方法などを検討していただくようお願いします。
- 3 なお、代替要員の派遣、集合飼養施設への輸送や管理委託、発生農場の消毒に係る経費等については、（独）農畜産業振興機構の「新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業」により支援されます。

【参考】新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ALIC事業）



補助額（一部抜粋）

	酪農	肉用牛	養豚	家さん
①代替要員の派遣	15,000 円/人・日	14,000 円/人・日	14,000 円/人・日	14,000 円/人・日
②家畜の緊急避難	乳用牛の輸送費 7,000 円/頭・往復 管理委託費 315 円/頭・日	肉用牛の輸送費 7,000 円/頭・往復 管理委託費 700 円/頭・日	-	-
③農場等の清浄化	消毒資材等導入費 80,000 円/農場	消毒資材等導入費 80,000 円/農場	消毒資材等導入費 80,000 円/農場	消毒資材等導入費 80,000 円/農場

4 国等で示しているガイドラインがあるものの、関係機関・団体が発生農場から感染の第一報を受けた後、職員が畜舎に行っているのか、その場合、どのような防備が必要なのか、具体的な行動が分からない。【関係機関・団体】

- 1 県（国）では、生産者団体等に対して、畜産事業者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合を想定し、生産現場の速やかな消毒の実施等、営農の継続に向けた体制の構築をお願いしているところです。
- 2 具体的な消毒の手法や必要な資材等については、（発生農場の状況により、必要な対応が変わることが想定されるため）、保健所の指示に基づき実施していただくようお願いいたします。
- 3 なお、発生農場の消毒に係る経費については、（独）農畜産業振興機構の「新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業」により支援されます。

[参考資料]

発生時の対応フロー図（例）【資料No.2】 → 11 ページを参照

【参考】施設設備等の消毒の実施

- ① 事業者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）の消毒を実施。
- ② 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施。
- ③ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はない。

※ 出典：（公社）中央畜産会「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症関連情報

① 県ホームページ

「岩手県新型コロナウイルス感染症関連情報」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/index.html>

○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口



② 県ホームページ（畜産技術情報）

「新型コロナウイルス感染症対策関連」

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/chikusangijutsu/1029629/index.html>



③ 農林水産省ホームページ

「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

○畜産事業者の皆様へ



④（公社）中央畜産会ホームページ

「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの策定について」

<http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079>



⑤（独）農畜産業振興機構ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に係る畜産支援対策について」

https://www.alic.go.jp/c-kanri/shinko01_000896.html

○新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業

